

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成24年12月14日

【発行者名】 ラッセル・インベストメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO ブルース・ダブリュー・フラーム

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ

【事務連絡者氏名】 中野 浩一

【電話番号】 03-5411-3500

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ラッセル 日本株式マルチ・マネージャー・ファンド（確定拠出年金向け）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月18日付をもって提出した有価証券届出書（平成24年10月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更が生じたため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの特色>

<訂正前>

運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

(略)

- ・マザーファンドにおける運用にあたっては、以下の各運用会社に、運用の指図にかかる権限を委託しています。

委託内容	運用会社
グロース（成長）型の運用（注1）	三井住友信託銀行株式会社（日本）
バリュー（割安）型の運用（注2）	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（日本）
	ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（米国）
	アライアンス・バーンスタイン株式会社（日本）
	アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド（香港）
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク（米国）	
マーケット・オリエンテッド型の運用（注3）	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー（米国）

(略)

マザーファンドにおいて運用の指図にかかる権限を委託する上記の運用会社（以下「外部委託先運用会社」ということがあります。）は、平成24年10月5日現在のものであります。なお、外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、平成24年10月5日現在のもものと異なることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

(略)

<訂正後>

運用スタイルの異なる複数の運用会社を組み合わせた「マルチ・マネージャー運用」を行います。

(略)

- ・マザーファンドにおける運用にあたっては、以下の各運用会社に、運用の指図にかかる権限を委託しています。

委託内容	運用会社
グロース（成長）型の運用（注1）	三井住友信託銀行株式会社（日本）
	新光投信株式会社（日本）
バリュー（割安）型の運用（注2）	J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（日本）
	ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（米国）
	ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク（米国）
	インベスコ投信投資顧問株式会社（日本）
マーケット・オリエンテッド型の運用（注3）	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー（米国）

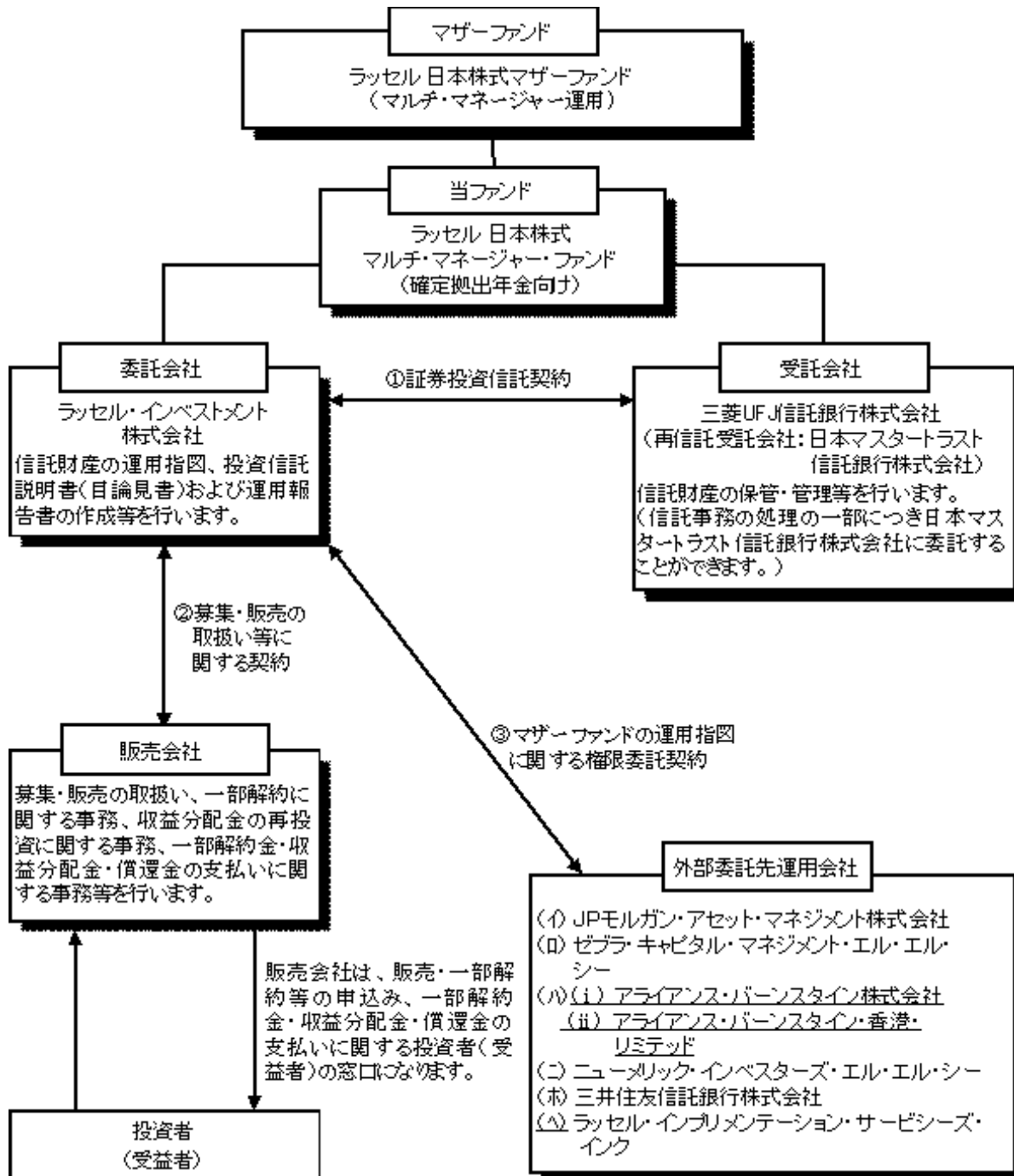
(略)

マザーファンドにおいて運用の指図にかかる権限を委託する上記の運用会社（以下「外部委託先運用会社」ということがあります。）は、平成24年12月14日現在のものであります。なお、外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更されるため、平成24年12月14日現在のもものと異なることがあります。最新の情報については、委託会社のホームページで提供しております。

(略)

(3) 【ファンドの仕組み】

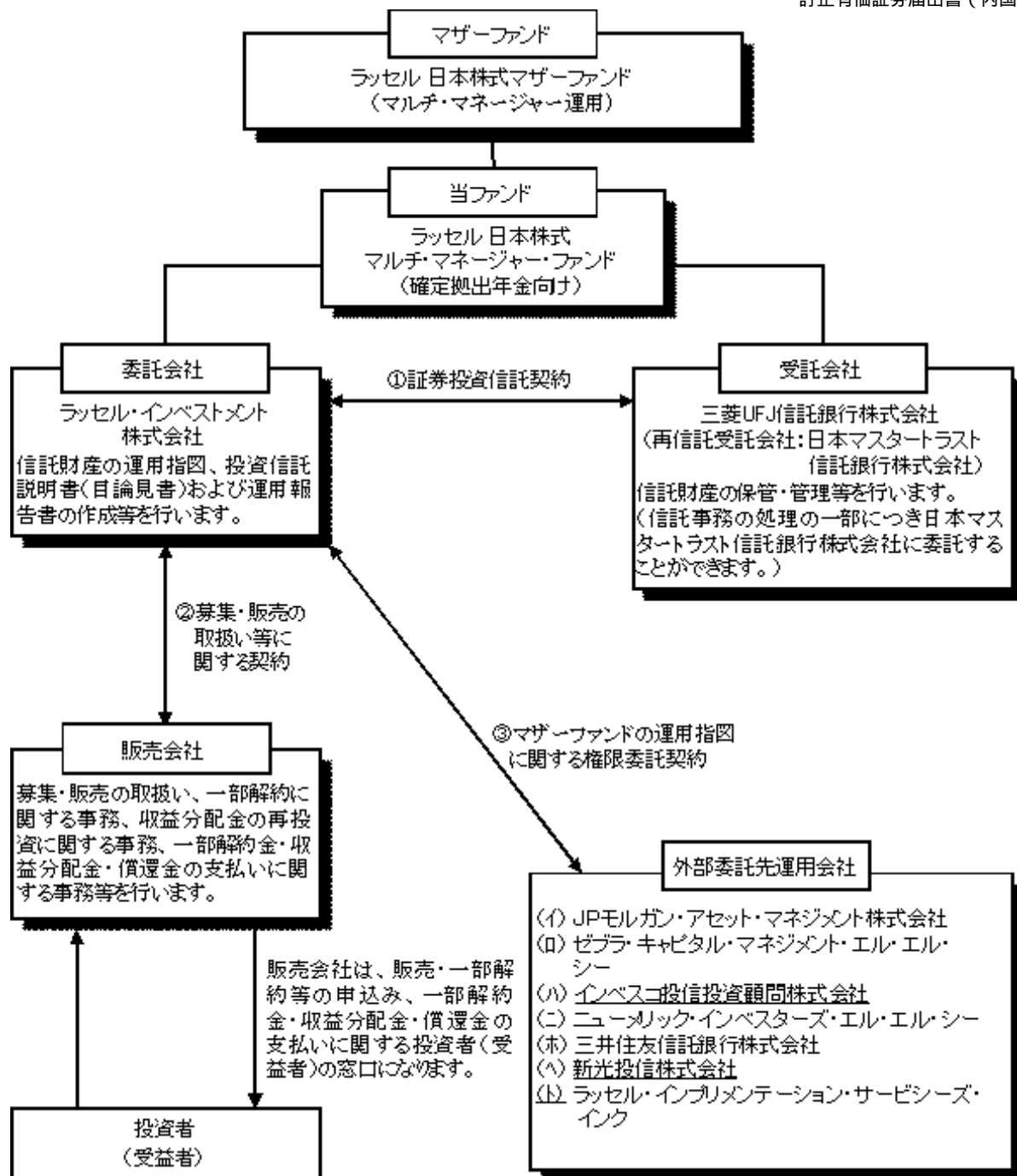
< 訂正前 >



(注) 上図は、平成24年10月5日現在のものです。上記の外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成24年10月5日現在のものと異なることがあります。

(略)

< 訂正後 >



(注) 上図は、平成24年12月14日現在のものです。上記の外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成24年12月14日現在のものと異なることがあります。

(略)

2【投資方針】

(5)【投資制限】

(参考) マザーファンドの投資方針

(5)マザーファンドにおける運用の権限委託

<訂正前>

マザーファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用しています。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社はマザーファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社の変更や追加等をいつでも行うことがあります。また、委託会社は各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。したがって、マザーファンドがその運用の指図にかかる権限を委託している外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成24年10月5日現在のものと異なることが

あります。

平成24年10月5日現在、委託会社は、運用の指図に関する権限を次のものに委託しています。

- (イ)商 号：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社《日本》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用
- (ロ)商 号：ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用
- (ハ) ()商 号：アライアンス・バーンスタイン株式会社《日本》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用
()商 号：アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド《香港》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用
- (ニ)商 号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用
- (ホ)商 号：三井住友信託銀行株式会社《日本》
委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
- (ヘ)商 号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インク《米国》
委託内容：（略）

（以下、略）

<訂正後>

マザーファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用しています。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社はマザーファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社の変更や追加等をいつでも行うことがあります。また、委託会社は各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。したがって、マザーファンドがその運用の指図にかかる権限を委託している外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成24年12月14日現在のものと異なることがあります。

平成24年12月14日現在、委託会社は、運用の指図に関する権限を次のものに委託しています。

- (イ)商 号：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社《日本》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用
- (ロ)商 号：ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用
- (ハ)商 号：インベスコ投信投資顧問株式会社《日本》
委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用
- (ニ)商 号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用
- (ホ)商 号：三井住友信託銀行株式会社《日本》
委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
- (ヘ)商 号：新光投信株式会社 日本
委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
- (ト)商 号：ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インク 米国
委託内容：（略）

（以下、略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(3)外部委託先運用会社

<訂正前>

(平成24年3月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	2,218百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン株式会社	130百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル (平成23年12月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成24年4月1日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
ラッセル・インプリメンテーション・サービシズ・インク	24,780米ドル (平成23年12月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

<訂正後>

(平成24年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	2,218百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
インベスコ投信投資顧問株式会社	4,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成24年4月1日現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
新光投信株式会社	4,524百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。

ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	24,780米ドル (平成23年12月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
-----------------------------	----------------------------	--